

事 務 連 絡
令和2年11月30日

工事関係担当課長 様

契約検査課長

請負代金内訳書の提出について（通知）

このことについて、本市発注の建設工事において社会保険等の未加入対策を強化するため、令和2年9月30日付け告示第106号により宇城市公共工事請負契約約款を一部改正したところですが、同約款第3条に定める請負代金内訳書について、下記のとおり取り扱うこととしますので通知します。

記

1 対象工事

契約書を作成する全ての建設工事とする。

2 請負代金内訳書の記載内容等

次の（１）から（３）に掲げるものを記載する。なお、様式は任意とする。

- （１）商号又は名称、代表者氏名、工事番号、工事名、工事場所
- （２）設計図書である工事数量総括表に記載する工事区分、費目、各工種、種別（工事内訳書に記載する種目、科目）に相当する全ての項目に対応するものについて、その金額。
- （３）工事価格の内数として、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の事業主負担額（以下「法定福利費」という。）。

3 請負代金内訳書の提出方法等

発注者は、受注者に対し、契約締結後14日以内に監督員を経由して請負代金内訳書を提出させるものとする。

なお、受注者が入札時に提出した工事費内訳書に法定福利費が明示されている場合は、当該工事費内訳書を請負代金内訳書として取り扱うことができる。ただし、工事費内訳書に法定福利費が明示されている場合であっても、工事費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない場合は請負代金内訳書の提出を求めるものとする。

4 適用

令和2年12月1日以降に契約する建設工事に適用する。

問合せ先
総務部 契約検査課
監理検査係
濱崎・木崎
（内線1307）